

松本税務署からのお知らせ

確定申告は自分で作成してお早めに

令和2年分の確定申告提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 **3月15日(月)** 個人事業者の消費税及び地方消費税 **3月31日(水)**

自宅からネットで申告が便利

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxを是非ご利用ください。

e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

○ 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンで作成
される方はこちら！



○ 申告書 (e-Tax) の送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！

①マイナンバーカード



②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
又は ICカードリーダー



又は



ID・パスワード方式



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへのお問い合わせ

国税庁では、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問合に電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話番号：0570-01-5901）を設置しています。

【受付時間】

- ・月曜日～金曜日 午前9時から午後5時（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
- ・令和3年1月12日～3月15日まで
月曜日～金曜日 午前9時から午後8時（祝日を除く。）
2月21日、2月28日、3月7日、3月14日の日曜日 午前9時から午後8時

書面で申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【<https://www.ntago.jp>】からダウンロードできますのでご利用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

申告に関するご質問は

申告書の作成でお困りの時は、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えいたします。

税務職員
ふたば



スマホでの相談
はこちらから！



チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」でご確認いただくか、下記のとおり電話でお問い合わせください。

松本税務署の代表電話（0263-32-2790）におかけいただくと、自動音声流れますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内コールセンター
税金に関する一般的なご質問、ご相談	1	国税局電話相談センター
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせなど	2	松本税務署の電話交換
消費税の軽減税率制度に関するご相談・ご質問	3	消費税の軽減税率制度に関する専用窓口
新型コロナに関する特例猶予のご相談・ご質問	4	猶予相談センター

（注）選択番号「0」については、3月15日（月）までご利用いただけます。

（注）選択番号「3」消費税の軽減税率制度に関する専用窓口については、「フリーダイヤル0120-205-553」を設けております。（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

（注）選択番号「4」新型コロナに関する特例猶予の専用窓口については、「フリーダイヤル0120-948-249」を設けております。（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

（注）選択番号「4」新型コロナに関する特例猶予のご相談・ご質問については令和3年2月2日（火）以降、自動音声の内容が変更することがあります。

納税には便利な口座振替をぜひご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日（月）	4月19日（月）
贈 与 税	3月15日（月）	—
消費税及び地方消費税	3月31日（水）	4月23日（金）

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

税務署員を名乗る者からの電話で、マイナンバー制度に関するアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出すとする事例が発生しています。年齢や家族構成、年金の受給状況等のほか、保険の加入状況、株式・投資信託・国債の保有の有無等を聞いてくる事例もあります。

また、税務職員を名乗る者が自宅等を訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去ったりする事例や、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

<松本税務署 電話番号（代表）0263-32-2790自動音声でご案内します。選択番号「2」>

にせ税理士にご注意を

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることになります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆる「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受ける等、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますのでご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。

<日本税理士会連合会 電話番号（代表）03-5435-0931>

または、国税局の総務課にお問い合わせください。<関東信越国税局 電話番号（代表）048-600-3111>



RESTRO RIN (レストロ リン)

松本市中央 (信毎メディアガーデン内)

オーナーシェフ 小林 昌和 氏

『旨いジビエとワインを心ゆくまで』

料理との出会いは、語
学留学先のカナダでのル
ームメイトがメキシコ人
で、彼の料理に興味を持
ち、帰国後調理師学校に

入学しました。ただ、その後サンフランシスコで友人
と食べたフランス料理に衝撃を受け、それ以来フレン
チ一筋です。

卒業後そのまま神戸のレストランでキャリアをスタ
ートしました。2003年に出身地の上田で独立開業しま
したが、当時ジビエ料理が注目され始めたところだっ
たので、試しに始めてみたところ評判を呼び、お客さ
んだけでなく、ジビエを扱う食肉業者や猟師からの
持ち込みが続き、料理人仲間にジビエを斡旋するまで
になりました。松本に移転したのは2013年で、途中出
店先の再開発もあり現在の店舗で営業しています。

ジビエを調理するうちに狩猟にも興味を持ち、5年
ほど前にエアライフルの免許を取って、狩猟が解禁と
なるこの時期には近場で狩り
をしています。職場の近くには
狩りに最適な里山やため池
が豊富で、田畑をえさ場に
しているキジやコガモなどの
野鳥は肉質も良く、猟を楽し
み、料理で提供もできるとい
うまさに一石二鳥の毎日です。

今後はスペースに余裕が
あれば、オードブルをつまみ
ながら気軽に飲めたり、持
ち帰りもできるような形態
にもチャレンジしたいと思っ
ているそうです。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『純米飴の変わらぬ
伝統を守り続けます』

有限会社 新橋屋飴店
松本市新橋

仙波 初代 氏

商都松本の新春を祝う

「松本あめ市」に欠かせない縁起物「福あめ」。こ
の福あめをはじめ、お馴染みの「新橋飴」等の飴菓
子を幕末の嘉永年間の創業以来約170年間作り続け
ているのが新橋屋飴店さんです。かつて放送され
たNHK朝ドラ「おひさま」で主人公たちの憩いの
場として登場した飴屋さんのモデルとなったお店
としてもお馴染みです。新橋屋さんの全ての菓子
の原料となるのは伝統の「純米飴」。もち米と麦芽
だけを用いて、熟練の技で丁寧に作られた純米飴の
優しい甘みはどこか懐かしく、子供から年配の方、
病氣療養中の方等も安心して召し上がれます。

そんな新橋屋さんで製造から販売まで担当され
ている仙波さん。お客様の顔を見ながらの接客を
とても大切にしており、美味しい飴菓子を通じて昔
話やご家族のお話など話題が広がり、お店は温かな
交流の場になっています。今年は残念ながらあめ
市が中止となってしまいましたが、お店では福あめ、
新橋飴はもちろん、たぐり飴やまめ板といった人気
の飴菓子を和やかな雰囲気の中でお求めいただけ
ます。一日も早く平穏が訪れ、来春あめ市が賑やか
に開催されることを祈念いたします。

(川船昌子編集委員)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

【ふるさとの食】シリーズ⑪

長野県は長いもの収穫量が北海道、青森県に次ぐ全国第3位であり、県内では山形村、松本市、塩尻市、長野市松代地区などで多く収穫されています。とりわけ山形村では栽培が盛んで、火山灰・赤土・砂が混ざり合った水はけがよくやわらかい土壌で育った長いものは粘りの強さと甘みが強いのが特徴で特産品となっています。

一般的に長いもの栽培は4月～5月頃始まり、秋が深まる11月頃にはじめての収穫を迎えますが、このタイミングでは収穫せずにさらに土の中で寝かせ、ひと冬越させて3月頃に掘り出す「春掘り長いもの」と呼ばれるものもあり、甘味がさらに増して美味しくなるとこちらも人気です。

長いものには栄養面ではカリウムや亜鉛などのミネラ

山形村の長いもの

～肥沃な大地に育まれた粘りと甘みが自慢～

ルや、各種ビタミン、食物繊維が豊富に含まれており、消化促進、便秘予防、高血圧予防、疲労回復、虚弱体質改善……等々、古くから様々な効果があると考えられてきました。

秋掘りのものもございますが、もう少しすると「春掘り長いもの」がお店にも並ぶことと思われま。選ぶ際には肌色で太くまっすぐに伸び、ずっしりと重みを感じられるものがおすすめです。

また、山形村ではもう一つの特産品であるお蕎麦と組みあわせた「やまっちそば」や様々な料理レシピも開発・公開されていますのでこちらもお楽しみください。(山形村観光協会ホームページ <http://www.yama-kan.com/recipes/index.html>)

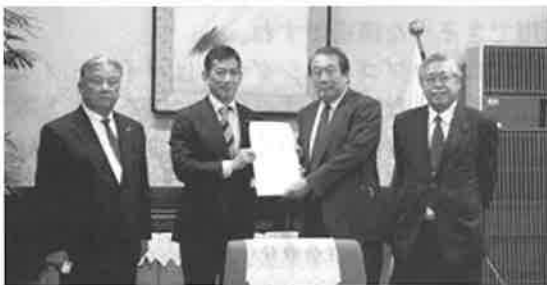
(川船昌子編集委員)

行動する法人会 全法連

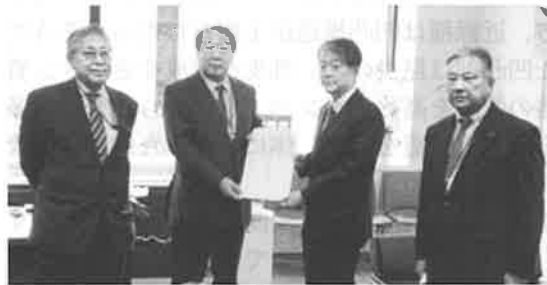
—令和3年度税制改正に関する提言—

法人会では適正・公平な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしました。全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省 中西副大臣
(左から2番目)



総務省 稲岡自治税務局長
(右から2番目)



中小企業庁 飯田事業環境部長
(右)



(表敬訪問) 国税庁 可部長官
(右手前から2番目)



自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会



立憲民主党 税制改正要望ヒアリング

「鋼鉄で武装した甲虫」 車でひいても平気な強さの秘密

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

世の中には、「鋼鉄で武装した甲虫（こうちゅう）」と呼ばれ、車にひかれても平気な昆虫がいます。なぜそんなに頑強なのか、東京農工大などの国際チームが詳しく調べたところ、硬い羽や胴体が特殊な構造で互いにつながり支え合っていることが分かりました。航空機や自動車の強度向上などに応用できるかもしれないそうです。

■ 2組の凹凸で羽同士をがっちり接合

米カリフォルニア州南部の乾燥地帯に生息するコブゴミムシダマシという体長約3センチの昆虫で、見るからにゴツゴツして頑強そうな体をしています。羽は互いにくっつき合っていて開かず飛ばません。体をしっかり覆って、外敵の鳥などから食べられにくくしているそうです。

チームが実際に車でひいてみたところ潰れず、自分の体重の4万倍近くの重さに耐えられると判明。同様に羽が開かない近縁種に比べて2倍以上の強さだったことから、体を殻のように取り囲む骨格の構造を詳しく調べ、頑強さの秘密に迫りました。

電子顕微鏡やコンピューター断層撮影装置（CT）で観察すると、硬い羽の境目は、互いにかみ合って抜けにくい2組の凹凸構造でがっちり接合されていました。一方、近縁種は凹凸構造が1組だけだったそうです。また凹凸部は昆虫の硬い外皮を形成するキチン質と、骨格の強度を高めるタンパク質がからみ合い、多数の層をつくる構造を形成。体にかかった重さをしなやかに受け止めていました。

このほか、羽と胴体の間も表面がざらざらしたやすり状で、滑りにくい構造になっていることや、タンパク質の量が、日本のカブトムシに比べて約1割多いことなども分かりました。

■ 生物模倣で航空機製造に応用も

チームは、羽同士をつなげる特殊な層構造が頑強な体を実現していると判断。航空機の材料に使われるシ

ート状の炭素素材を何枚も重ねて端を凹凸でかみ合う形状に加工し、コブゴミムシダマシの羽の接合部分を再現しました。そして、接合の強さを測定したところ、現在の航空機製造で使われている鋸で止める方法より数10%高い強度を実現することが判明しました。研究チームでは、航空機や自動車などの製造に応用すれば、強度向上や軽量化につながる可能性があると考えています。

生物の特徴をまねて、ものづくりに活用する生物模倣（バイオミメティクス）は、カイコからつくる絹糸をまねた化学繊維のナイロンや、オナモミの実の服などにくっつきやすい形状の模倣で生まれた面ファスナーなど、古くから多様な製品の開発に役立ってきた。この構造も、その1例になりそうです。

■ ヒートアイランド対策にも活用へ

実はコブゴミムシダマシは今回の研究で、生息している乾燥地帯では貴重な水を、羽内部の特殊な構造の器官に蓄積しているらしいことも分かりました。これも、バイオミメティクスに役立ちそうなのです。

チームによると、硬い羽の表面には微細な穴が無数に開き、羽の内部にある小さな洞窟のような空間につながっていました。雨が降ると無数の穴が毛細管現象のように水を吸い込み、中にためているようなのです。

この水分は生存のために役立てられるほか、晴天時には細かい穴を通して蒸発することで体の熱を奪い、温度が上がりすぎないように調節する機能も担っているのではないかとみられています。地球温暖化によるヒートアイランド現象にあえぐ都心部のビルの壁などに、活用できそうな構造ですね。

チームでは、コブゴミムシダマシはバイオミメティクスに役立ちそうな特徴をまだ秘めていそうだとみて、今後もさらに詳しく調べていくそうです。

【筆者紹介】伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

新型コロナウイルス禍における与信管理と
債権保全回収と企業法務のあり方

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



1. 新型コロナウイルスの感染拡大により、業種を問わず、社会経済への急激な悪影響が生じています。新聞報道によると既に新型コロナウイルス関連倒産が相当数発生していますが、今後も多数の企業や事業者が資金繰りに窮して、信用不安や倒産に至る可能性が十分にあります。

中小企業において新型コロナ不況の特徴を見据えた上で与信管理や債権保全回収についての対応はどうかあるべきか大変に難しい問題であります。

2. 通常は企業で信用不安に陥った取引先を相手にする場合、平常時であれば債権回収策として(ア)新規取引の縮小・停止(イ)取引条件の変更(ウ)人的物的担保の取得(エ)相殺の活用等の手段がとられます。

また非常時の債権回収策としては(ア)期限の利益を喪失させる(イ)契約解除(ウ)担保権の実行(エ)代物弁済(オ)債権譲渡(カ)仮差押え等の手段が通常とられます。

3. 新型コロナの場合は契約締結後の「災害」と同じ事情であると考えられ、債務不履行責任に関する不可抗力事由に該当し債務者の免責事由となるか議論がなされています。すなわち突然の出来事であり、人間にコントロールできませんし、未知のウイルスという「自然」が相手であるという点で、バブル経済崩壊やリーマンショックとは性質が異なり、東日本大震災のような「災害」による不況という分類が可能であります。

4. そこで新型コロナ禍において考慮すべき債権保全・回収の手段としては、相手先の事業の存続を一定程度は支援することも大切であります。長い目で見た場合の債権回収の視点として「競争から協調」へとモードを切り変える必要があります。

5. 新型コロナ禍における問題は、債権保全・回収のための取引先における「現場」での情報収集・交渉に難があると思われる点です。すなわち感染していたとしても無症状、軽症の場合がある点が新型コロナの厄介なところでもあります。

6. 機動的な債権回収(書面、メール、電話での交渉が功を奏さない場合)は企業にとって必要ではありますが、障害の事由として、特に新型コロナの場合は、無症状の感染者と接触した者が感染するリスクがあることが明らかとなっています。

①債権回収業務に従事した債権者側の職員が、当該業務を遂行するためのいずれかの過程で感染した

場合

②債権者側の職員が感染していたために、債務者側の職員や、その他の者(弁護士や裁判所関係者など)が感染した場合などが事例として想定されます。

7. この点、新型コロナのような感染症が蔓延しており、債権回収業務に従事して労務提供を行ううえで感染リスクが伴う場合は、使用者は、感染リスクを排除・低減できるような安全配慮義務を尽くさなければならないとされています。

8. したがって新型コロナ禍においては得意先・仕入先等が置かれている状況を踏まえた対応が必要となり、お互いにコミュニケーションをとり合い、正確な情報を集めること、正確な情報を伝えることが肝要となります。

9. 債権者である事業会社にとって取組み方として基本は協力姿勢をとります。すなわち得意先(債務者)が新型コロナ禍の影響で窮境に陥った場合、まずは、相手先企業の事業が継続できるように協力をするべきであります。

新型コロナの影響で急激に売上を減らしたような得意先に対し、倒産リスクを高め、ひいては自社の首を絞めることには注意しなければなりません。

10. 将来的な事業継続のため、商取引債権は、できるだけ保護する方向で扱われることとなります。事業会社としては、得意先から、取引継続の要請があれば、一時的な買掛金等の支払猶予や手形・電子記録債権の満期変更要請等の措置を、慎重に検討したうえで、なるべく協力する態度をとるべきものと思われれます。

11. 但し、相手企業から要請があったからといって、何でも受け入れなければならないわけではありません。自社の債権が焦げついて財務状況が著しく悪化するなどのことがあってはなりませんし、自社にとって経済的に著しく合理性を欠く行為をした場合、株主等から役員個人の責任が追及されることがあります。債権者としては、得意先などの債務者の業況、当面の資金繰り等について、十分なヒアリングや裏づけをとって、きめ細かく経営の実態を把握しなければならず金融機関等からの資金繰り支援の状況も確認する必要があります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F

TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^⑤)源泉所得税関係

退職金に係る税務処理について

Q 当社では、この度退職する役員に対して退職金を支給する予定です。この役員は次表のとおり、使用人から使用人兼務役員に就任した後、役員専任として勤務しておりました。

この場合の、源泉徴収についてご教示ください。

就職	勤続年数15年		退職
	使用人10年	使用人兼務 役員3年	専任2年
	役員5年		

A 退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として、一時に支払われるものであることなどから、税負担が軽くなるよう配慮されています。

また、退職金を支払うときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けた場合は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了しますので、原則として退職者は確定申告をする必要がありませんが、提出を受けていない場合は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合の源泉徴収については、退職金の支給額から勤続年数(注1)に応じて計算した退職所得控除額を差し引いた額に2分の1(注2)して課税退職所得金額を算出し、これに「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄の算式に従い計算した額が、源泉徴収税額となります。

(注1) 勤続年数に長期の欠勤や病気での休職期間等があれば含め、1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げます。

(注2) 役員等で勤続年数が5年以下の者(以下「特定役員等」といいます。)については、この残額の2分の1とする措置はありませんので、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります。

また、特定役員等の勤続期間と特定役員等でない勤続期間の両方があり、その2つの期間が重複している場合には、その重複する勤続年数部分について次のとおり調整計算を行う必要があります。

(1) 重複期間がない場合

40万円×特定役員等勤続年数

(2) 重複期間がある場合

$40万円 \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20万円 \times \text{重複勤続年数}$

それでは、御社のケースを用いて実際に退職金の計算を行ってみたいと思います。

そして今回は、次のように支給すると設定します。

- ・使用人退職金(使用人兼務役員期間の使用人部分を含む) 800万円
- ・役員退職金(使用人兼務役員期間の役員部分を含む) 500万円

勤続年数15年(うち役員等勤続年数は、使用人兼務役員の期間3年と役員専任の期間2年の合計5年……特定役員に該当)

退職所得控除額 40万円×15年=600万円

特定役員退職所得控除額

今回は、使用人兼務役員としての勤務期間に、使用人期間と役員期間が3年間重複していますので、上記注2(2)の調整計算を行います。

$40万円 \times (5年 - 3年) + 20万円 \times 3年 = 140万円$

課税退職所得金額

$(500万円 - 140万円) + \{800万円 - (600万円 - 140万円)\} \times 1/2 = 530万円$

このケースでの課税退職所得金額は530万円になります。

源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)

$5,300,000円 \times 20\% - 427,500円 = 632,500円$ (所得税)

$632,500円 \times 102.1\% = 645,782円$ (所得税及び復興特別所得税)

◎1円未満端数切捨て

このケースでの源泉徴収税額は645,782円になります。

※参考

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得の源泉徴収税額の速算表(令和2年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額
1,950,000円以下	5%	0円	(A×B-C)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円	
40,000,000円超	45%	4,796,000円	

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

女性部 “税に関する絵はがきコンクール”を開催

女性部では松本税務署ならびに管内小学校にご協力をいただきながら租税教育活動の一環として【税に関する絵はがきコンクール】を実施しております。こちらは小学校で租税教室を受講した児童のみなさんに、授業で学んだ『税』についての知識を一枚の絵はがきに仕上げてもらい取り組みで、本年度は4校から351作品が寄せられました。

1月13日には松本税務署から小澤副署長をはじめとする幹部の方々にも出席いただき作品選考会を開催し、女性部正副部長の皆さんと寄せられた作品1点1点を確認し、松本税務署長賞1点、松本法人会女性部長賞1点、優秀賞12点、特別賞14点を選考いたしました。

新型コロナの影響により例年に比べて租税教室の開催校数が減少し、絵はがきについてもどれだけの応募があるか心配されましたが、おかげさまでたくさんの

素敵な作品が寄せられました。どの作品も、税について児童たちが学び、感じたことを素直に表現してくれている素晴らしいものでした。入賞作品につきましては確定申告期間中、松本税務署に展示する予定になっております。（※関連記事12頁）



素敵な作品が数多く
寄せられました



国税電子申告・納税システム e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

T&D
T&Dグループ



企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL.0263-32-0829

2月の予定

5日明北小学校租税教室 9日県連理事会(書面決議)
10日2月役員会(書面決議) 16日全法連税制セミナー
22日冬期特別研修会(オンライン開催) 24日第107回
税制勉強会 25日青年部2月例会 26日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象)
2月26日(金) 午後2時より 松本市駅前会館「大会議室」
※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスク着用のご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

1月実施予定事業開催中止のご報告

(1月21日1月拡大役員会、1月26日女性部新年特別例会、1月29日決算説明会)

1月に予定しておりました1月拡大役員会(21日(木))、女性部新年特別例会(26日(火))、決算説明会(29日(金))は当地域の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、残念ながら開催を中止いたしました。1月拡大役員会資料につきましては対象となる役員の皆様にすでにお届けいたしました。また、決算説明会資料につきましてはご希望されます方に郵送いたしますので事務局(電話0263-35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

第107回税制勉強会開催のお知らせ

～松本税務署 小澤副署長講演
「国税庁レポ」～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。
参加希望の方は事務局までお申し込みください。
○日 時 令和3年2月24日(水) 午後2時～3時30分
○会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
○内 容 「国税庁レポ」

○講 師 松本税務署 小澤副署長
○受講料 無料
○お申込 事務局まで(0263-35-8080)。資料・会場準備・コロナ対策の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込みいただきますようお願い申し上げます。
※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスク着用のご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

今号付録『税に関するアンケート』ご協力をお願い

全国の法人会では、適正・公平な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会でも令和4年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

本来ならば今後開催されます研修会等の際にも、参加者にご協力をお願いするところですが、今後諸行事が無事に開催できるかは見通しが立っておりません。

つきましては広報誌でお届けできた皆様から出来る限りのご協力をいただき、皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国會議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。(アンケート返信先(松本法人会事務局 FAX0263-36-0839))

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストデータでも
デジタルカメラで撮影した写真も
デジタルカメラで撮影した写真も

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざまし企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 電話(0263)35-8080 FAX(0263)35-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

令和2年度 松本法人会女性部主催 「税に関する絵はがきコンクール」報告

応募総数
351作品



松本税務署長賞

たくさんの
ご応募
ありがとう
ございました

松本法人会女性部長賞

詳細は今月号9頁に掲載しています。
是非ご覧ください。

川柳コーナー

いつもより

一日早い

節分会

頼むなら

補うことも

忘れずに

幼子が

描く大人は

マスク顔

新米

「松門文庫」 (松本市)



浅間の本郷小学校の南西にある大正期の擬洋風建築です。明治期の松本において経済人・政治家・文化人として活躍した窪田畔夫(号は松門)が晩年を過ごしました。蚕種業の発展とともに栄えた温泉地の歴史的シンボルとして、再評価の機運が高まっています。
【あとがきに続く】(横沢敏編集委員)

あとがき

弊社知新堂は弘化2年(1845年)松本市中町で袋物を商う店として誕生しましたが、その創業者こそが「松門」こと窪田畔夫でした。当時幕府領だった和田村の最後の大庄屋八郎右衛門の長男九郎兵衛として生まれ、幕末期には松本城下で商いを始めるようになった畔夫は、明治5年10月には長野県で初めての新聞である「信飛新聞」を社長として創刊。初代編集長は松本城の保存運動で有名な市川量造が務めました。筑摩県が長野県に併合されると名称を「松本新聞」と改め、編集長に就いたのが自由民権運動の闘士として獄死するほど活躍する松沢求策でした。激動する時代の中で畔夫は北安曇郡の初代郡長を経て、帝国議會議員として政治の世界に進み出したこととなりました。明治期を駆け抜けた畔夫でしたが、長男偉十郎に先立たれると政界を引退し、神主などを務めながら書画や作陶をたしなむ晩年を送りました。三才山の御射神社秋宮の例大祭ではいまだに松門が揮毫した幟が秋山白蔵の幟とともに掲げられ、松本市美術館には屏風絵が収蔵されています。窪田家に関しては和田村史(松本市文書館蔵)にも詳しく記載がありますが、歌人の窪田空穂の本家にあたり、空穂記念館前の生家入口には畔夫の肖像が展示されています。(来年に続くかも)

(横沢)

(本号編集委員)

川松昌子
横沢敏



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 信州印刷株式会社